

諮問日：平成29年2月16日（平成28年度（最情）諮問第32号）

答申日：平成29年4月28日（平成29年度（最情）答申第3号）

件名：司法修習生組別志望等調査表の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第69期司法修習生組別志望等調査表」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年11月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書は、現行60期以降、全ての修習期について作成された文書であるから、第69期についても作成されたといえる。
- 2 最高裁判所は、毎年、司法修習生の中から一定数の判事補を採用している以上、組別の裁判官志望者数を把握するために当然、組別志望等調査表（以下「調査表」という。）を作成しているといえる。
- 3 未特例判事補に対して支給されている初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給されるものであるから、最高裁判所としては、財務省に対し、判事補の採用による欠員補充が困難であることを説明するための資料とするためにも調査表を作成しているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした原判断は、相当である。

2 理由

調査表は、各修習生の裁判官、弁護士、検察官、未定などの将来の志望を組別に集計した一覧表である。

本件開示申出に係る第69期の調査表は、作成しておらず、又は取得していない。

なお、第68期までは、調査表を作成していたが、文書作成事務の合理化の観点から事務処理の見直しを検討したところ、調査表の実際の利用状況を踏まえて、事務の合理化の観点から、第69期司法修習生組別志望等調査表は作成しないこととした。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年3月13日 最高裁判所の職員（司法研修所事務局長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 同月15日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑥ 同年4月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開

示を申し出たものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は存在するはずであると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

2 本件開示申出文書の存否について

(1) 最高裁判所事務総長は、第68期までの司法修習生については調査表を作成していたが、文書作成事務の合理化の観点から事務処理の見直しを検討したところ、調査表の実際の利用状況を踏まえて、第69期司法修習生組別志望等調査表は作成しないこととしたと説明する。

(2) 口頭説明の結果によれば、第68期までの司法修習生については、修習開始前及び集合修習期間中に調査表を作成し、集合修習期間中のものについてはクラス担当の司法研修所教官に提供しており、これらの作成の目的は、司法研修所事務局として司法修習生の志望状況の概要を把握するほか、この情報を司法研修所教官に提供して、指導の参考にしてもらうことにあることである。しかしながら、修習開始前の志望はその後変わっていくものであるから、開始時に集計する必要は高くなく、また、集合修習期間中についても、各教官は、各修習生の志望を個別に把握すれば足り、調査表を用いる必要は高くない上、調査表を作成する事務負担は大きいことから、当該事務を見直して、第69期からは調査表を作成しないこととしたとのことである。

そこで、この説明を検討するに、これらのうち、司法修習開始前に調査表を作成する必要がないとする点は、相当なものと認められる。また、集合修習期間中についても、司法研修所教官は、担当する組の司法修習生の志望状況を直接確認できる上、定期的に他の教官と情報交換をする場を有しているというのであるから、司法研修所教官は、個々の司法修習生の志望状況に加え、他の組や全体の志望状況を必要に応じて把握することが可能であると認

められる。したがって、司法研修所の各教官が司法修習生から進路等の相談を受けるに当たり、志望の状況を一覧表にした調査表が必要であるとも認められない。

そうすると、調査表が存在しなくても、司法研修所における事務に支障があるとは認められず、事務負担の観点も踏まえて、これを作成しないこととしたとする説明は合理的である。

この点について、苦情申出人は、調査表が存在するとする事情を主張するが、これらの事情は、いずれも調査表の存在を推認させるものとは言い難い。

(3) したがって、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所において、本件開示申出文書は保有していないものと認められる。

3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人